

参考付録

参考付録

- 1 農業者団体、地方公共団体に対するパンフレット・・・88
- 2 農業者向けのリーフレット・・・・・・・・・・105
- 3 地域水田農業推進協議会における優良事例・・・・・・・・106

<農業者団体、地方公共団体に対するパンフレット>

新たな需給調整システムについて



- 19年産から新たな需給調整システムへの移行が決定
- 米政策改革の支援策の概要
- 新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくり

平成18年10月

農林水産省

このパンフレットは平成18年10月1日現在のものであり、随時更新します。最新の内容については、農林水産省総合食料局ホームページ (<http://www.syokuryo.maff.go.jp/>) の米政策改革情報をご確認ください。

目次

- 平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することが決まりました。 P.1
- 米政策改革の支援策の内容が、明らかとなりました。 P.1
 - ・ 米政策改革推進対策の見直し . . . P.2
 - ・ 新たな産地づくり対策について . . . P.3
 - ・ 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて . . . P.4
 - ・ 稲作構造改革促進交付金について . . . P.6
 - ・ 集荷円滑化対策の拡充 . . . P.9
 - ・ 関連する対策の概要 . . . P.10
- 平成19年産からの新たな需給調整システムとは? P.12
- 新たな需給調整システムへの円滑な移行に向けた体制づくりをしましょう! P.19
 - ・ すべての方針作成者が実質的に参画する体制の整備 . . . P.20
 - ・ 生産調整方針に参加する農業者の明確化 . . . P.21
 - ・ 個人情報取り扱いに注意!! . . . P.22
 - ・ 地域協議会の構成員の役割の明確化 . . . P.23
 - ・ 生産調整の実効性の確保 . . . P.25
 - ・ チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう! . . . P.27
- 地域における国（農政事務所等）の取組 P.31
- お問い合わせ先 P.32

平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することが決まりました。
 ～経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）～



米政策改革については、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて、取組を進めているところです。

このうち米の需給調整については、本年2月から7月までの間、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（新たな需給調整システム）への移行に向けた条件整備等の状況を検証するため、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検証会（検証検討会）」を開催し、併せて検討の経過を「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会」に報告するとともに、検証の議論を行ってきました。

このような議論を踏まえ、19年産からの品目横断的経営安定対策の導入と併せて19年産から新たな需給調整システムに移行することが経営所得安定対策等実施要綱（7月21日省議決定）において決定され、7月31日には検証検討会で取りまとめられ、食糧部会へ報告・了承されました。

第5回検証検討会（7月31日）の取りまとめ

19年産以降の米の需給調整については、その条件整備等の状況に関する検証結果の整理として、農業者・農業者団体の主体的な取組に対し、国、地方公共団体が食糧法に定められた役割を引き続き的確に発揮することによりこれを適切に支援しつつ、特に、地域における関係者の積極的な参加の下での地域協議会の体制の整備や担い手の育成・確保との十分な連携を図りながら、「経営所得安定対策等実施要綱」によって推進すべきである。

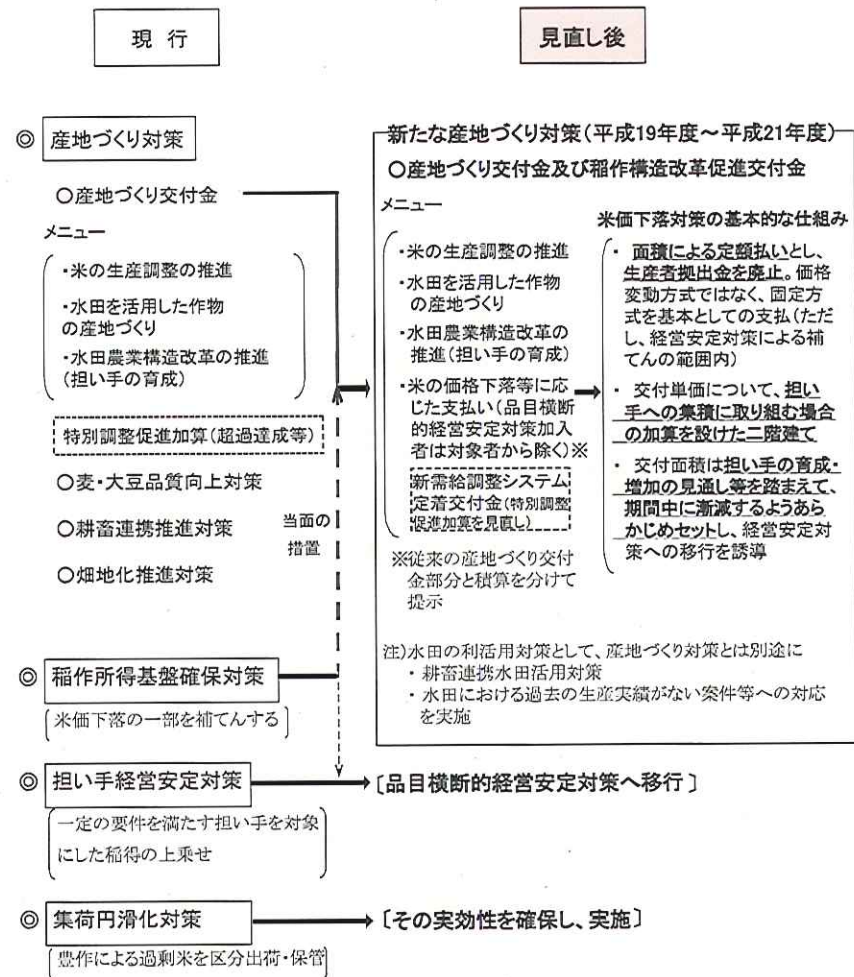
米政策改革の支援策の内容が、明らかとなりました。

「経営所得安定対策等実施要綱」において決定された平成19年度からの国の支援策及び関連対策の概要をご紹介します。

平成19年度からの国の支援策等

- ・ 米政策改革推進対策の見直し
- ・ 地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて
- ・ 新たな産地づくり対策について
- ・ 稲作構造改革促進交付金について
- ・ 集荷円滑化対策の拡充
- ・ 関連する対策の概要

米政策改革推進対策の見直し



新たな産地づくり対策について

新たな産地づくり交付金の概要

○ 産地づくり交付金（本体）

- 地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らの創意工夫で作成する地域水田農業ビジョン（ビジョン）に基づいて実施する取組を支援します。
また、現行対策と同様、産地づくり交付金の**使途・単価は地域自らが決定し**、対策期間中は**一定額を交付**する仕組みです。
- 水田農業の構造改革の実効をあげるため、国のガイドラインに担い手支援に向けた具体的な使途を列挙することとし、担い手への重点的な活用を促進します。

(例)
・担い手に対する単価の上乗せ
・担い手への農地集積・作業の受委託への助成
・担い手を中心とする合理的な土地利用への助成

都道府県別配分の考え方

交付金のより効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の各地域の努力を的確に反映します。
具体的には、

- ① 現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の作付状況
(例えば、H15→H18の麦・大豆・飼料作物等の作付の増減)
- ② 需給調整の実施状況 (例えば、生産調整の実施状況、集荷円滑化対策への加入状況)
- ③ 担い手の育成・確保状況 (例えば、認定農業者の確保状況)
- ④ 直近の米の需要見通し (例えば、H16→H19の米の需要見通し(目標数量)の増減) 等

○ 新需給調整システム定着交付金

- 新たな需給調整システムの下での円滑な取組のため、**当面の措置**として実施します。
- **県段階の判断により、使途・単価を決定**します。

使途

- ① 超過達成(大幅に米の作付けを減少させる場合)
- ② 地域振興作物(従来は対象外であった麦・大豆・飼料作物の取組も可)
- ③ その他の意欲的な生産調整の取組

- **都道府県別配分**については、自県産米の販売状況などを踏まえ着実な需給調整に取り組もうとする産地のインセンティブとなるよう、現行の特別調整促進加算に比べた増額分(100億円)については前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、**毎年、配分の見直し**を行います。
- **産地づくり交付金(本体)との融通**について
まずは、都道府県協議会において、県段階で推進すべき事項を真摯に検討してください。その上で、必要に応じて現行対策同様、産地づくり交付金(本体)との融通を行うことは可能としています。

地域水田農業ビジョンの高度化・実現に向けて

19年度に向けたビジョンの改訂と毎年度の進行管理の徹底

米政策改革の第2ステップに向け、円滑なスタートを！

19年からの米政策改革の第2ステップに向けて、残された期間はわずかです。

次期対策を地域にとって実り多いものとするためにも、対策推進の肝となるビジョンの見直しを計画的・戦略的に進めていきましょう。

まずは、現行対策の達成状況の確認から！

現行対策期間における取組状況を踏まえて、ビジョンの目標を達成しているか、また、産地づくり交付金が効果的に活用されているか、データ等を基に的確に把握しましょう。

ビジョンの実現のためには、地域関係者が一体的に取り組むことが重要！

一部の関係者だけの閉鎖的な議論では、地域全体へ考え方の浸透は進みません。集落や農業者に地域農業の問題点を伝え、危機感・問題意識を持ってもらうこと、そしてできる限り幅広く意見を汲み上げるにより「当事者意識」をもってもらうことがビジョンの実効性を左右します。また、地域協議会の議論は、関係者の誰しもが情報を共有できるよう、さらには、公正で透明性のある議論を行うためにも、公開とすることが極めて重要です。

毎年度の進行管理が成功の秘訣！

次期対策の対策期間は3年間です。一度方針を決めたからと言って3年間で漫然と過ごすのではなく、毎年度の取組状況をデータで把握し問題点をあぶり出す、そして必要に応じて目標を見直す、さらには産地づくり交付金の重点の置き方を見直すといった進行管理が重要です。「先進地」といわれる地域の成功の裏には、このような地道な取組が必ずあるのです。

ビジョンの改訂のポイント

① 地域水田農業の改革の基本的な方向

- 3年間の取組による目標の達成状況を踏まえ、地域の弱点を克服する方向でビジョンの見直しをしましょう。

② 達成状況の確認

- 現行対策の3年間の成果について、統計や意向調査などを基に現状や問題点を数値化して的確に捉えていますか。
- 現状や問題点に即した目標となっていますか。目標の再設定の必要はありませんか。
- 特に担い手育成・確保運動を踏まえたビジョンの担い手リストの見直しは行っていますか。

③ 産地づくり交付金の活用の見直し

- 需要に応じた生産を推進する観点から、地域の振興作物や何をウリ(高品質、オンリーワン等)にするかを明確にし、それを伸ばすような使途となっていますか。
- 担い手育成・確保の加速化のために使途の見直しを行っていますか。

④ 関係者が一体となった見直し

- 農業者、集落、生産調整方針作成者等関係者の意見を十分に汲み上げる体制となっていますか(集落説明会やアンケート調査等により、地域農業の問題点を伝え、その上で意見をくみ上げる体制づくり)。
- ホームページや広報誌等を活用し、見直しの内容が関係者に十分に周知される体制となっていますか。

○ 地域協議会の議論の透明化

議論の公正・透明性の確保のため、原則公開とします(担い手リストを含む)。

毎年度の進行管理

要綱・要領において毎年の点検・見直しを義務付けるとともに、結果の報告・審査・指導体制を明確化します。

地域水田農業推進協議会

- ビジョンの進行管理体制の構築及び進行状況の把握・評価
- 評価、それに基づいた見直し状況について都道府県協議会に報告

産地づくり計画の承認申請の際、報告

都道府県水田農業推進協議会

- 地域協議会からの報告内容の審査、助言・指導の実施
〈地域協議会の取組をチェックリスト化し確認〉
- 地域協議会の報告内容及び都道府県協議会の指導方針等を国に報告

産地づくり計画の協議の際、報告

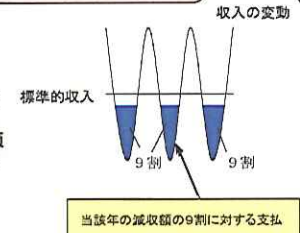
国

報告内容をとりまとめ、必要に応じ助言・指導等を実施。

稲作構造改革促進交付金について

○ 品目横断的経営安定対策(担い手) (収入減少影響緩和対策)

- 生産者: 国=1:3で拠出
- 対象品目ごとの収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。



○ 稲作構造改革促進交付金(担い手以外) (産地づくり対策の中で稲作構造改革促進交付金を措置)

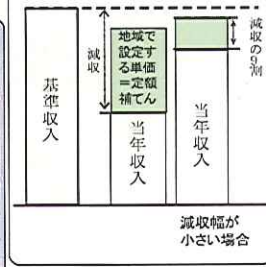
あらかじめ算定した額を地域に毎年提示



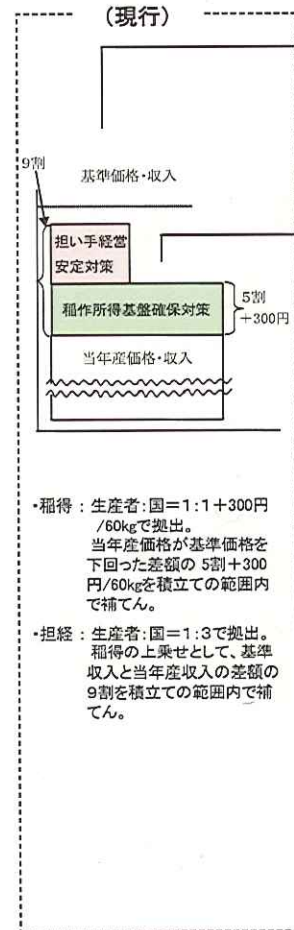
※ 生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

活用方法は、地域の創意工夫により右のいずれかを地域で選択(一部の融通も可)

【米価下落に応じた支払】
・生産者拠出なし
・補てんの単価は地域で設定。
・基本は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。ただし、減収幅が小さい場合は、減収の9割まで。



【転作部分や担い手育成等への助成】
・地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくりとして転作部分や担い手育成等に使用できる。
・担い手集積加算を産地づくりに融通する場合は、担い手育成に活用。



稲作構造改革促進交付金算定の考え方

【趣旨】

生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対して、米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行うとともに、農地が担い手に集積される場合には加算が受け取ることができるよう措置。
 なお、地域であらかじめ取り決めることにより、財源の全部又は一部を産地づくり交付金に融通することが可能。

【生産者への補てん】

あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん(ただし補てんは減収の9割が上限)。

※ 本交付金の全国ベースの所要額は、担い手の育成・増加の見通しを踏まえ、期間中(19~21年)に漸減するよう算定。

(参考) 全国ベースの所要額についての考え方

【面積】

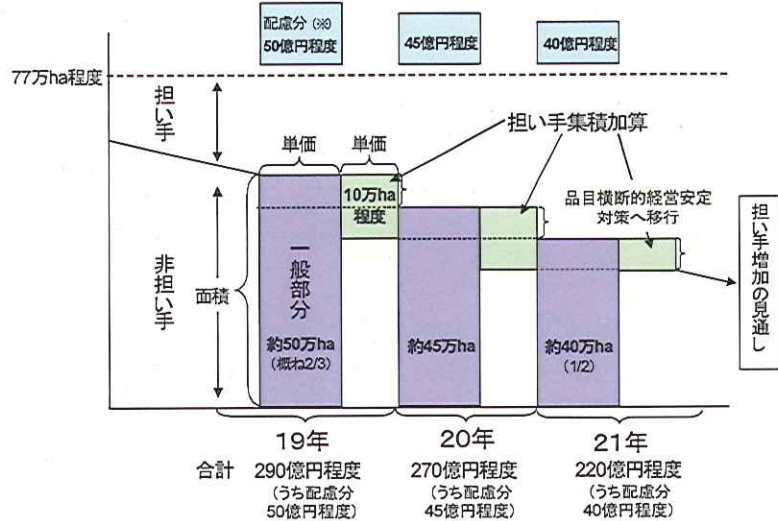
○ 算定する交付面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策(収入減少影響緩和対策)の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定。

○ また、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえ、期間中(19年~21年)に漸減するようあらかじめ算定。

【単価】

○ 一般部分 : 4,000円/10a
 担い手集積加算 : 3,000円/10a※

※ 担い手集積加算は、2年以内に担い手への集積が確実な場合に加算し、あらかじめ取り決めた上で産地づくり交付金に融通する場合は担い手育成に活用。



(※) 生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

稲作構造改革促進交付金の上乗せ部分の活用

○ 稲作構造改革促進交付金の生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分(19年産にあつては50億円)の活用

・ 稲作構造改革促進交付金の生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえ、産地の需給改善に向けた流通段階の取組として、翌年の生産調整の自主的な拡大を前提として、持ち越し在庫の保管経費等への支援(4,000円/ト)に活用することを可能とする。

支援対象者に対する在庫対策の考え方

